

町制施行50周年記念提案事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、町内の各種団体等の代表者で構成された町制施行50周年記念事業実行委員会が行う町制施行50周年記念提案事業に係る補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 町民団体や本町に関係する団体（法人を含む。以下同じ。）が企画・実施する提案事業に対し予算の範囲内において補助金を交付することで、町制施行50周年記念事業の実現を目指すものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 複数名の構成員を擁する団体、企業若しくは事業所(以下「団体等」という。)又は団体等で構成する団体（記念事業に際し、複数の団体等で構成する事業共同体を含む。）
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制下でない団体等、又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でない団体等
- (3) 暴力団員が役員又は構成員となっていない団体等
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体等
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない団体等
- (6) 記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのない団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町制施行50周年記念事業の基本方針にのっとった事業
 - (2) 令和3年9月4日から令和4年3月31日までに実施・完了する事業
 - (3) 原則として河合町内で行われる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象外とする。
- (1) 営利を主たる目的とする事業
 - (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
 - (3) 公序良俗に反する、又は反するおそれがある事業
 - (4) その他町制施行50周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が不適当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料・賃借料、その他委員長が必要であると認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、その交付に係る上限の額(以下この項及び次項において「交付上限額」という。)は、次の表に掲げる補助対象経費の総額の区分に応じ、それぞれ別表に掲げる額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に伴い収入が生じるときは、補助対象経費の総額から当該収入の額を減じて得た額(当該額が交付上限額を超える場合には、交付上限額とする。)を補助金の額とする。
- 3 前2項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする団体(以下「申請団体」という。)は、別記第1号様式による補助金交付申請書(以下「申請書」という。)を、委員長に申請しなければならない。

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業収支予算書(任意の様式)
 - (2) 事業計画書(任意の様式)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要であると認めるもの

(補助対象事業の決定等)

第8条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、補助対象事業の内容について、審査しなければならない。

- 2 委員長は、前項の審査の結果について別記第2号様式により、速やかに申請団体に通知しなければならない。
- 3 委員長は、補助対象事業の採択の決定(以下「補助対象事業の決定」という。)をしたときは、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。
 - (1) 補助対象事業の内容を変更(委員長が軽微であると認めるものを除く。)するとき、又は補助申請額が変更となるときは、委員長の承認を受けること。
 - (2) 補助金は、当該補助対象事業以外の目的に使用しないこと。
 - (3) 補助対象事業を中止するときは、委員長の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、委員長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要であると認める事項。

(補助対象事業計画の変更等)

第9条 補助対象事業の決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助対象事業の内容や予算等に変更が生じたとき又は中止するとき(以下「変更等」という。)は、別記第3号様式により申請を行わなければならない。

2 変更等申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業費変更予算書(任意の様式)
- (2) 事業計画書(任意の様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要であると認めるもの

(普及広報)

第10条 補助団体は、補助対象事業を実施するに当たり、ポスター及びチラシ等を作成するときは、必ず町制施行50周年記念事業の文言並びに町制施行50周年記念事業のロゴマークの表示を行わなければならない。

(補助対象事業の遂行)

第11条 補助団体は、補助対象事業の遂行にあたり、補助金が貴重な財源で賄われていることに留意し、補助の目的に従って誠実に補助対象事業を行うよう努めなければならない。

(実績報告)

第12条 補助団体は、補助対象事業の完了後2週間以内に、別記第5号様式による実績報告書を委員長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予算書及び決算書(任意の様式)
- (2) 事業実績書(任意の様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要であると認めるもの

(概算払の請求)

第13条 補助団体は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を委員長に提出しなければならない。

(補助対象事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第14条 委員長は、天災地変その他補助団体の責めに帰さない理由により補助対象事業の全部又は一部が中止となったときは、第12条から前条までの規定を準用し、第8条第3項で決定を受けた額を上限として、補助対象事業の実施に要した経費又は要する経費のうち委員長が必要と認める額を補助金として交付することができる。

(調査)

第15条 委員長は、補助金事務の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業の

決定に係る補助金の使途について必要な調査ができるものとし、補助団体はこれに協力しなければならぬ。

（是正のための措置）

第16条 委員長は、補助対象事業が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助団体に対し、命ずることができる。

（決定の取消し）

第17条 委員長は、補助団体が前条の規定による命令に応じないときは、補助対象事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第18条 委員長は、前条の規定により補助対象事業の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

（事務所管）

第19条 この要綱による補助金に関する事務は、町制施行50周年記念事業実行委員会事務局において処理する。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月4日から施行する。